

① 平成 27 年第 2 回臨時会

(7 月 8 日招集)

町議会会議録

益城町議会

平成27年第2回益城町議会臨時会目次

○7月8日（第1日）

| | |
|------------------------------------|----|
| 出席議員 | 1 |
| 欠席議員 | 1 |
| 職務のため出席した事務局職員の職・氏名 | 1 |
| 説明のため出席した者の職・氏名 | 1 |
| 開会・開議 | 2 |
| 日程第1 会議録署名議員の指名について | 2 |
| 日程第2 会期の決定について | 2 |
| 日程第3 議案第44号 工事請負契約の締結について | 2 |
| 日程第4 議案第45号 工事請負契約の締結について | 9 |
| 日程第5 議案第46号 平成27年度益城町一般会計補正予算（第2号） | 11 |
| 閉会 | 31 |

平成27年7月第2回益城町議会臨時会会議録

1. 平成27年7月8日午後1時30分招集
2. 平成27年7月8日午後1時30分開会
3. 平成27年7月8日午後4時27分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 益城町議会議事堂
6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 議案第44号 工事請負契約の締結について
日程第4 議案第45号 工事請負契約の締結について
日程第5 議案第46号 平成27年度益城町一般会計補正予算（第2号）

7. 出席議員（18名）

| | | |
|-----------|-----------|------------|
| 1番 上村幸輝君 | 2番 下田利久雄君 | 3番 富田徳弘君 |
| 4番 松本昭一君 | 5番 榮正敏君 | 6番 中川公則君 |
| 7番 吉村建文君 | 8番 野田祐士君 | 9番 宮崎金次君 |
| 10番 坂本貢君 | 11番 寺本英孝君 | 12番 坂田みはる君 |
| 13番 石田秀敏君 | 14番 中村健二君 | 15番 竹上公也君 |
| 16番 渡辺誠男君 | 17番 荒牧昭博君 | 18番 稲田忠則君 |

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 吉崎博美

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|-------------|-------|-----------|--------|
| 町長 | 西村博則君 | 教育長 | 森永好誠君 |
| 会計管理者 | 福島幸二君 | 総務課長 | 森田茂君 |
| 総務課審議員 | 河内正明君 | 秘書広報課長 | 堀部博之君 |
| 企画財政課長 | 藤岡卓雄君 | 企画財政課審議員 | 中桐智昭君 |
| 税務課長 | 緒方潔君 | 住民生活課長 | 森部博美君 |
| 子ども課長 | 花田博文君 | 健康づくり推進課長 | 安田弘人君 |
| 健康づくり推進課審議員 | 西口博文君 | いきいき長寿課長 | 後藤奈保子君 |
| 福祉課長 | 坂本祐二君 | 農政課長 | 森本光博君 |

| | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 建設課長 | 坂本忠一君 | 都市計画課長 | 杉浦信正君 |
| 下水道課長 | 富田正秀君 | 学校教育課長 | 田中秀一君 |
| 生涯学習課長 | 高森修自君 | 水道課長 | 西村秀幸君 |

開会・開議 午後1時30分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、こんにちは。平成27年第2回益城町議会臨時会議会が招集されましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい中に御出席いただきましてありがとうございます。議員定数18名、出席議員18名です。これより平成27年第2回益城町議会臨時議会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（稲田忠則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時議会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、3番富田徳弘議員、11番寺本英孝議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（稲田忠則君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって、本臨時議会の会期は1日間とすることに決定いたしました。

日程第3 議案第44号 工事請負契約の締結について

○議長（稲田忠則君） 日程第3、議案第44号「工事請負契約の締結について」を議題とします。提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 皆様、こんにちは。平成27年第2回益城町議会臨時会開催に当たり、一言御挨拶を申し上げて、提案理由の説明をさせていただきます。

まず、議員の皆様方におかれましては、各地域の問題解決、町民の皆様様の安心安全確保など、日夜努力をいただいていることに関しまして厚くお礼を申し上げます。また、傍聴席にはたくさんの皆様にお越しいただきまして本当にありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

6月、7月に大雨の警報が発令され、益城町公民館に自主避難所を設置しました。幸いにも大きな被害は出ませんでした。今後も町民の皆様様の安心安全を守るため、予防防災に全力で取り組んでまいります。

さて本日の議案は、議案第44号、議案第45号並びに議案第46号の3議案でございます。御審議

のほどをよろしく申し上げます。

それでは、議案第44号、工事請負契約の締結につきまして説明します。

広安小学校空調機設置工事につきましては、条件つき一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。近年夏になりますと記録的な猛暑に見舞われ、またPM2.5による大気汚染も大きな社会問題となっております。このような状況の中、教育環境の改善を図るため、広安小学校の教室29室に空調機33台を設置しようとするものです。今回の空調機設置により、子どもたちが勉強に集中できる快適な環境づくりができるものと考えております。

工期につきましては、平成28年1月29日までを予定しております。

契約金額は7,562万5,920円で、契約の相手方は、熊本市東区神園2丁目1-1、株式会社新星電気でございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（稲田忠則君） これより質疑を許します。質疑はありますか。

9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） こんにちは。9番宮崎でございます。

議案第44号、空調機設置工事請負契約に対して、このいただいた資料だけではなかなかちよつと判断がしづらいものですから、4点ほど質問をさせていただきます。

まず一つは、今回は条件つき一般競争入札ということでこの入札業務が行われておりますけども、その条件の内容と、今回設定したその条件の内容の理由、これについてまず1点教えていただきたいと思います。

それから2点目は、今回それぞれ11社が、次のやつも含めて11社が大体参加しておるわけなんですけど、各社の入札額、これがですね、今回の資料では載っておりません。ホームページか何かではもう出ていると思うんですが、こういう関係でこれがよく分かりませんので、最高と最低の入札金額、最低と最高の。それから落札額については大体これに載っておりますけども、それと。それから、今回決定した最低制限価格、これについてですね、教えていただきたいというふうに思います。これが2点目であります。

それから3点目は、今回落札した新星電気さんの会社の概要。これは資本金、従業員数及び、特にうちの町で過去にどういう、そういう事業をおやりになったかというのがあれば、もし、我が町でないのであれば、どっかほかの町で公共事業をやられたやつについて教えていただきたいと思います。これが3点目です。

それから、最後にですね、参考資料の中で次のページなんですけど、工期で契約締結日の翌日から平成28年1月29日（予定）って書いてあります。この予定は今回議決をされれば、これは削除されるのかどうか。

以上4点について教えてください。質問を、よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 河内総務課審議員。

○総務課審議員（河内正明君） こんにちは。総務審議員の河内です。9番宮崎議員の工事請負

契約締結についての質問にお答えをさせていただきます。

まず、4点質問事項ございましたけども、まず1点目、入札への今回参加条件はどうなっているのかという御質問でございますけども、今回の広安小学校空調機設置工事における一般競争入札への参加条件につきましては、工事の内容等を勘案し、適切かつ確実に工事が履行できるよう条件をつけさせていただいたところでございます。

まず1点目としまして、管工事における最新の経営事項審査の総合評定値が900点以上であること。それから2点目としまして地域要件、地域要件としまして、益城町または益城町に隣接する市町村に主たる営業所を有すること。主たる営業所といいますのは、通常は本店を指すというふうにお考えいただいて結構です。この地域要件につきましては、空調機の設置工事におきましては、工事完了後のアフターサービス等というのが出てくるのを考慮しまして、隣接の市町村という条件をつけさせていただいたところでございます。

それから3点目、今回空調工事につきましては入札参加される業者さんのこれまでの会社としての施工の実績、それから配置予定技術者の資格、こういったことを入札公告の中で条件を提示をさせていただきました。なお、提示しました900点という総合評定値の点数でいきますと、管工事における分野においては、熊本県の格付では最上位ランクのAランク、その中でも上位の業者が対象となるということが言えるかと思えます。

それから、なぜこういった条件をつけるのかということでございますけども、やはり一般競争入札に付する工事といいますのは金額的にも当然高額なものであり、それ相当の技術というものを求められるということになります。会社の施工実績、それから資金力、現場を担当する技術者の要件等々、一定の条件をつけるということは、適切かつ確実な工事を履行していくためには必要不可欠であるということと考えております。この条件をつけるというのは、不適格な業者を排除するという点についても大きな目的の一つであるというふうにお考えいただいて結構です。

それから2点目、最高金額と最低の金額を教えてくださいということでございます。広安小学校空調機設置工事につきましては、資料にありますように11社の方に応札をしていただきまして、最低価格での入札者の金額、入札金額ですから消費税を抜いた金額になります。6,735万円です。それから、最高額での入札、これは7,355万円。これが最低及び最高での入札の金額ということになります。

それから、最低制限価格ですね。この最低制限価格についてはどうやって設定をしているのかという、同じく2点目の質問でございますけども、この最低制限価格につきましては、工事の品質を確保し、適正な価格での契約を推進すると、適正価格での契約を推進するために最低制限価格を設定しております。これにつきましては、昨年の6月、平成26年の6月にですね、公共工事の品質確保の促進に関する法律というものが一部改正をなされまして、予定価格につきましては、いわゆる上限の価格ですね。予定価格については担い手の育成確保のため適正な利潤が確保できるような設定をなさないと。歩切りについてはもう禁止だということがうたわれております。それから最低制限価格についてはダンピングの受注、安値での受注というのを防止し、行き過ぎた価格競争をなくすために適切な設定を行いなさいというようなことがこの品確法ということで定

められたところでございます。

これを受けまして、極端な安値受注ということ为了避免するために、安値受注ということになりますと、下請をされる業者さんへのしわ寄せでありますとか、労働条件が悪化するとか、あるいは工事現場における安全対策が不徹底になっていくというような懸念が心配されますので、こういったことから、適正な最低制限価格を設けなさいということが強く求められたところでございます。

なお、最低制限価格の算式、算定の方法につきましては、国が示した一定のモデルというのがございます。ほとんど多くの自治体がこの国が示したそのモデルを用いるか、もしくはそれに準じた形で最低制限価格の設定を行っているというのが実態かというふうに思っております。本町においても同様に国が示したモデルに準じた形で最低制限価格の設定というものを行っております。

それから、3点目の御質問、落札した業者さんの概要と申しますか、これについてという御質問でございますけれども、この議案第44号につきましては、株式会社新星電気さん、熊本市の会社ですけれども、新星電気さんが落札されておりますけれども。

会社の概要を大まかに申し上げますと、まず資本金、資本金が3,100万円でございます。それから従業員数、従業員数が約60名の方がいらっしゃるということで、うちのほうにいただいております入札参加資格申請の中でそういったことで掲載をされております。

それから、先ほど申し上げました管工事における総合評定値、総合評定値は1,000点という点数を保有されております。県内の管工事の中においても最も上のほうのランクに位置づけされる業者さんであるというふうに思っております。

それから、これまでの工事の施工実績につきましては、最新の、一番、うちが今回発注した工事に近い形です、空調機の工事ということで、平成24年度にですね、千原台高校の空調機設置工事、これが金額にしまして約1億800万、この千原台の学校の空調機工事というのを施工をされております。町内においてはこういった実績があるかということについてもお尋ねがありましたけれども、町内の工事については、今手元にちょっと資料を持ちませんので、指名願いあたりを見ますと、ある程度出てくるかと思っておりますので、その辺は、この場ではちょっと資料を持ち合わせておりませんので申しわけございません。

それから、4点目ですね。4点目の契約の中で、契約締結の翌日から工期としまして平成28年1月29日までの予定ということで議案の中に入っているということでございますけれども、この工期につきましては、やはり天候ですとか、そういったことで左右されるということが往々にしてありますので、一応契約する際には、この1月29日という形での契約をさせていただくというところで予定をしております。ただ、先ほど申し上げましたように、竣工間際になってからとか、そういったことで、天候等においてですね、工期に変更が生じた場合には、随時、その都度変更をお願いするということになるかと思っておりますけれども、今回の空調工事についてはですね、やはりこの子どもたちのためというのが一番でございますので、工期は1月の29日ということで設定をしておりますけれども、できるだけ、なるべくですね、早い時期に工事を終わっていただければというふうに考えております。以上4点、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） 9番宮崎でございます。

今、河内審議員のほうからいろいろ説明を、回答をしていただきました。よく分かりました。特に条件の内容とか、その理由、それから最低価格ですね。最低制限価格、これについて。それから会社の従業員とかですね。それから資本金、そこのあたりについてもよく分かりましたし、これまでの実績、これについてもよく分かりました。それから予定についても省くということで、具体的に締結するときには省くということでございましたので、一応安心をさせていただきました。

それで2回目の質問はですね、今回の契約の中で、先ほど11社が入札に参加をされております。そして、ちなみにこのホームページのやつを見ますと、8社が失格になっているんですね。ですから、3社だけがですね、競争に生き残ったと。何で失格かという、最低制限価格、これにひっかかっていると。ちなみに言えばですね、ちょっとこれで計算して私のほうで出しますと、大体90%以上であれば入札に生き残っているんですけど、それよりも、もう少し会社が辛抱してですね、したところは全部ひっかかっている、失格になっていると。ちなみに失格の一番近いのは89.4%、90%を超すと入札、落札と。だから、これで非常にですね、厳しいところがあると思うんですが、どこもそうなんでしょうけど。

この最低制限価格というのはいつの時点で決めるんですか。そして、いつ公表するんですか。やっぱり入札をされた人は非常に関心があるでしょうね、これ、と思いますので、その点について教えてください。いつ決めて、いつ公表するのか。これだけよろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 河内総務課審議員。

○総務課審議員（河内正明君） 総務審議員の河内です。9番宮崎議員の2回目の質問にお答えをさせていただきます。

今回の入札において、11社中8社の失格があっているということで、最低制限価格割れだということはもう御承知のとおりでございます。これにつきましては、応札された各業者さんがですね、もう本当にしのぎを削ってといいますか、ぎりぎりのラインで頑張って応札をしていただいたところの結果だというふうに思っております。失格が多かったということについてはですね、非常に残念だというような思いももちろんありますけども、うちが発注した工事に対してですね、精いっぱい、もうぎりぎりの線で頑張って応札していただいたということで大変ありがたいことだということも、反面ですね、思っております。

この最低制限価格ですね、これをいつ決めるのかということと、いつ公表をするのかという御質問でございますけども、最低制限価格を決定するのは、工事の発注をやったときには、もう既に取り決めをしております。ですから、工事を出した時点においては、予定価格、それから最低制限価格というものはもう既に設定をしております。それを今度いつ公表するのかという御質問ですけども、この最低制限価格についてというのは、公表の義務というのは今のところございません。県内の自治体においても、事後的に公表している自治体、あるいはまだ公表をやっていない自治体ということで、取り組みは今のところさまざまでございます。現時点では、益城町にお

いては最低制限価格というものについては事後的にも公表まではしていません。ただ、指名審査会あたりの中ではですね、今後はこの最低制限価格ということについてもですね、事後的にであっても公表していくということについても検討していかないかなということでは検討させていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

8 番野田祐士議員。

○8 番（野田祐士君） 8 番野田です。

今の最低制限価格が出たものですから、あわせて最低制限価格についてですね、質問をしたいと思います。今言われた部分では、最低制限価格は、算定方法についてはですね、いろんな国からのマニュアルであったり、県から市からの分、市はないでしょうけど、県からの分があるという範囲でやられるということですが、いつという、今、議員の質問については、発注直後と、発注直後に最低制限価格を発注したと同時に最低制限価格を設けるというお話だったと思います。

じゃあ、この最低制限価格をですね、公表は今のところ考えていない。今後考えていくかもしれないということだったんですけども、ほかの市町村は結構やられております。そこをですね、なるべく早くやったほうがですね、先ほど言ったように8社失格ということであればですね、だいぶん失格の人もですね、今言われたように削ってですね、だいぶん削ってやられておりますので、そこは早目の公表が必要であると思いますので、早急に検討していただきたいと思います。

それとですね、この最低制限価格についてですね、算定方法がありまして、決めるのは入札を出したですね、申請した、出したすぐということだったんですけども、誰が決めるのか。そして、誰と誰が知り得るのかですね。内容をですね。そこについて、まず1点目、質問させてください。よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 河内総務課審議員。

○総務課審議員（河内正明君） 総務審議員の河内です。8 番野田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、最低制限価格ですね。これを誰が決めるのかと。そして誰が知り得ているのかという御質問ですけども、決定するのは、先ほど申し上げましたように、最低制限価格というのは一定の計算式、うちは国に準じた形での計算式を用いております。その計算式を用いて入札担当者が一応計算をやります。その計算式で算出した金額について、町長のほうに伺いを立てます。それで御了解をいただければ、町長の直筆での署名、押印の上で、その場にて封印をして、保管をしておくということで取り扱っております。今回の一般競争入札につきましては、入札を公告したその日に当然最低制限価格というのはもういただいておりますので、その後は会計室の金庫の中に保管をさせていただいてなおしておくということで、その後は開札のときに会計室の金庫から出して開封するというやり方で行っております。以上でございます。

（「担当者と、その担当課の課長も知つとるということですかね。総務課も、誰と誰が知つとるかという質問」と呼ぶ者あり）

そうですね。誰かが知り得るのかということで、入札を担当する職員というのは、当然自分で計算をしますし、町長のほうももちろんお見せをして直筆で書いていただきますので、署名していただきますので。ただ、その金額を担当なり、分かっている方が記憶しているかということは、これはまた別問題だというふうに思っております。入札までの期間ちゅうのが、やはり1カ月ほど。

（「じゃなくて、誰と誰と誰ですかという質問」と呼ぶ者あり）

入札担当者、それから町長。

（「間の課長とかは違うの。課長とか総務課長は違うの」と呼ぶ者あり）

審議員、私おります。それから総務課長おります。その辺のところも。

（「だけん、それは誰ですかという質問。質問に対して答えてください」と呼ぶ者あり）

申しわけございません。入札の担当者、それから私、総務審議員、総務課長、町長ということでございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員、いいですか。

野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 1回目の御答弁ありがとうございました。最低制限価格については、入札担当課の担当者ですね、が算定方法によって算定をし、それを、担当課は課長じゃなくて、総務審議員及び総務課長にお知らせすると。そして、それを町長、今は西村町長でしょうけど、西村町長にお伝えし、そこで封印をして保管をすると。入札後にそれをあけるということですかね。入札時に、済みません、入札時にあけるということですね。分かりました。

じゃあ、ちょっとどのようなやり方というのも聞こうと思ったんですけども、やり方については、先ほど言うたように、お尋ねしたように、算定方法にのっとり、ある程度の枠があるとは思いますが、それに合わせた形で担当者が決めるということですよ。やり方であればですね。それを承認するのが町長ということですね。ありがとうございました。これについては以上で結構です。ありがとうございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第44号「工事請負契約の締結について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第44号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 全員起立であります。したがって、議案第44号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第4 議案第45号 工事請負契約の締結について

○議長（稲田忠則君） 日程第4、議案第45号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第45号、工事請負契約の締結について説明します。

広安西小学校空調機設置工事につきましても、条件つき一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

設置理由につきましては、広安小学校と一緒にするので省略させていただきます。

広安西小学校につきましては、教室37室に空調機38台を設置しようとするものです。

工期につきましては、広安小と同じく、平成28年1月29日までを予定しております。契約金額は9,074万3,760円で、契約の相手方は熊本市東区錦ヶ丘31-14、株式会社肥後熊北総合設備でございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（稲田忠則君） これより質疑を許します。質疑はありますか。

9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） 9番宮崎でございます。

先ほどの44号とほぼ一緒だもんですから、特に私のほうで確認したいのは、今回落札をしました肥後熊北総合設備さんの会社の概要、これについて。それから、うちの町、または近傍で公共事業等、どういうのをやられた実績があるか。これが分かったら教えていただきたいと思います。そして、できたらですね、こういうのを最初から資料に入れていただくと質問をしなくて済むんですけども、何分よろしく御配慮をお願いしたいと思います。以上です。質問をお願いします。

○議長（稲田忠則君） 河内総務課審議員。

○総務課審議員（河内正明君） 総務審議員の河内です。宮崎議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、お答えする前に、議案提出の資料の中にですね、そういったおっしゃられたような資料をつけていただければということですので、今後はまた検討していきたいというふうに考えております。よろしくをお願いいたします。

先ほどの広安小学校と同様ですけど、落札された業者さんの概要と申しますか、についてということでございます。株式会社肥後熊北総合設備さん、同じく熊本市の本店を置かれる会社でございます。資本金が2,000万円、従業員数が約100名、それから管工事における総合評定値が996点の評定値ということでございます。直近の工事で、今回のうちの学校の空調工事ということで、類似での施工実績ということにつきましては、平成25年度に合志市の小中学校空調設備工事ということで、請負金額が8,580万、約8,580万の工事の請負の実績がございます。先ほどと同様で申しわけございませんけども、町内におけるこの肥後熊北総合設備さんの実績というもの

については、今現時点でちょっと手持ちで資料を持ちませんので、機会があればまた後ほどお伝えをしたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 済みません、先ほど聞き忘れた分があったんで、ここで聞かせてください。先ほど最低制限価格の公表についてなんですが、公表というか、誰がするのかとか、誰が決めるのかという中でですね、工事担当者から総務審議員、総務課長、町長というお話をなさったんですけども、これっていうのは口頭でやるのか、それとも稟議書かなんかで回すのか、そこを教えてください。

○議長（稲田忠則君） 河内総務課審議員。

○総務課審議員（河内正明君） 総務審議員の河内です。8番野田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

最低制限価格についてどういった方法で知り得ているのかということでございますけども、先ほども申し上げましたように、一定の計算式に基づいて入札担当職員が予定価格調書というものを作成します。これは紙ベースで作成をします。その紙ベースで作成したものを総務審議員である私、それから総務課長を通じまして町長のほうに紙ベースで持って行って、町長のほうにその予定価格調書の一番下の欄に直筆での署名、押印をいただいて、その場にて封印をするという手法をとっております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 済みません、2回目の質問です。予定価格調書という部分が出ましたんで、予定価格調書についてですね、さらにお尋ねしたいと思います。予定価格調書というのは、これにはもちろんお金とですね、件名とですね、そういうものが書いてあると思うんですけども、その内容とですね、印鑑、最後に町長が署名と言われたですかね。直筆の署名。そのときに例えば工事担当者、総務審議員、総務課長、その辺のですね、確認したというやり方はどういうふうな形でやっているんですか。印鑑とかですか。その辺をちょっともう一度お答えください。

○議長（稲田忠則君） 河内総務課審議員。

○総務課審議員（河内正明君） 総務審議員の河内です。8番野田議員の2回目の御質問にお答えをさせていただきます。

どういった方法で確認をしているのかということでございますけども、予定価格調書については計算式と一緒に予定価格調書を目で見ると。計算書と、その金額、計算した金額と予定価格調書に書かれている予定価格並びに最低制限価格、これが間違っていないかというのを総務審議員である私なり、総務課長というのが確認をして、そして町長のほうにそれを持っていくという。

（「ということは、確認するわけでしょう。印鑑も何も打たんとですかという話。証拠はないんですかと。確認をした方法とか証拠は残らないんですかと。用紙はどういうのがあるかが分からん」と呼ぶ者あり）

予定価格調書については、確認という印鑑については町長の直筆署名のみでございます。担当

者の印、それから総務課長の印、私の印とかそういったものはございません。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。これより議案第45号「工事請負契約の締結について」を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第45号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。したがって、議案第45号「工事請負契約の締結について」は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第5 議案第46号 平成27年度益城町一般会計補正予算（第2号）

○議長（稲田忠則君） 日程第5、議案第46号「平成27年度益城町一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第46号について御説明申し上げます。

今回提案しています補正予算につきましては、先月の定例町議会に提案しました平成27年度益城町一般会計補正予算（第1号）が修正可決となりましたので、その減額修正となった木山交差点の道路用地確保のための補償費について再度提案をさせていただくものです。

この木山交差点の件につきましては、昨年、建物が解体された後の町議会定例会において、先行して道路用地として取得してはどうか、土地開発公社で購入してはどうかなどの提案があり、執行部としましても更地のうちに早く交渉する必要があると判断し、昨年12月から交渉に入っております。当初は用地購入を考えておりましたが、地権者となかなか折り合いがつかず、粘り強く交渉しました結果、町有地との交換でどうにか同意を得ることができ、議案を提案いたしました。

この交差点の改良は毎年県に対して要望を行ってききましたが、改良の実現どころか、いまだ改良計画にも至っていない状況です。そこで、建物が解体されたのを機会に町が道路用地を確保することで、木山交差点改良の第一歩となり、実現性も高くなるのではないかと思います。この機会を逃してしまいますと、木山交差点改良が将来にわたって実現不可能なものになってしまうのではないかと危惧されます。前回の定例会で減額修正された予算で、現時点で早急に契約し、執行する必要がある補償費のみを再度提案するものです。

議案第46号、一般会計補正予算（第2号）は歳入歳出それぞれ900万円を増額しまして、歳入歳出総額106億9,644万3,000円とするものです。公共施設整備基金を財源に、木山交差点の道路

用地確保のための補償費900万円を予算計上していますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（稲田忠則君） これより質疑を許します。質疑はありませんか。

2番下田利久雄議員。

○2番（下田利久雄君） 2番の下田でございます。

この前の会議のとき建設課長が出された経過報告書の中にですね、27年1月に交渉を断念という言葉と、27年1月に交渉開始という言葉が出ておりますが、その交渉相手というのはどなただったのでしょうか、教えてもらえれば幸いです。

○議長（稲田忠則君） 坂本建設課長。

○建設課長（坂本忠一君） 建設課長の坂本でございます。2番下田議員の御質問にお答えいたします。

木山交差点の経過表というのをお出ししておりますが、その中で、交渉の相手は誰かと、12月と1月ということですが、地権者の方がいらっしゃるしまして、2名の方がいらっしゃいます。全員協議会のときですね、契約書関係のほうをですね、お見せいたしておりますが、実名のほうは伏せておりますが、地権者2名の方のうち一人とまずは交渉をさせていただいております。委員会のとき、6月定例におきますですね、委員会のときは、委員会の中ではですね、相手のですね、交渉相手の方のお名前もお話はしとったかと思ひます。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 8番野田です。質問をさせていただきます。

その前に、今、委員会の中でですね、交渉相手を言われたとおっしゃっていただけますけども、交渉相手についてですね、契約書の契約の交渉相手なのか。その委員会で言われたというんですね、委員会、私もその委員におった一人なので、ちょっとどうなのかなというのがありましたもので、誰と言われたのかですね。委員会で言われているのであればですね、別にここで言っても構わんと思うんで、交渉の相手についてですね、誰と契約するのかについてはですね、はっきり言っただきたいと思ひます。もし委員会で言われているのであればですよ。これは委員会でですね、あんまり聞いた記憶がないような気がするんですよ。まずそれが第1点目とですね。

まずですね、お尋ねするのが、さっき、今、前議員が言われたようにですね、誰と交渉しているのかという話ですね。契約書、契約書についてもですね、ちょっとこれはあるのであれば、これはこの議会ですね、資料としてですね、提出するのが普通だと思うんですけども、提出なされておられません、契約書ですね。以前、契約書じゃなくてですね、土地の賃貸借契約についての覚書についてはですね、黒塗りです、誰と交渉しているのか、どの業者が間に入っているのかというのを全部消された状態でですね、多分資料としてですね、提出されたと思ひます。回収されたんではっきり分かりませんが、覚書ですね。賃貸、貸借に対する覚書。要するに市民ですね。どなたかが土地を借りると。そして、どなたかの土地を貸すという契約の覚書についてはですね、確か資料にあったというふうを確認しておりますけれども、誰と、契約先ですね、900万。今回については900万の話ですから、900万円の契約先についてはですね、どこにも出て

きていないと思うんですけども、それはいかがかをですね、その契約者ですね。誰と契約するのかをお答えください。それが2点目。

それとですね、あの中にですね、資料の中のお話で申しわけないんですけども、たしか測量云々代で250万の見積もり計があったと思うんですけども、もちろん900万の中にはですね、その250万も入っておりました。これは計算書の中でですね。その契約書250万の中にですね、一つ覚えているのがですね、24条申請、県、町についてですね、50万弱出されてあったと思うんですけども、県については確認、もちろんですね、出してあるんですから、やっているということでしょうから、いつ、町だけでいいです。24条申請についてですね、書類を提出していただきたい。あればですね。そしてですね、今、建設課長ももちろんですね、いつやったかぐらいは覚えていると思うですよ。こういう物件ですから、いつ、誰が24条申請に行ったのか。県さんにですね。そこをお答えください。3点目ですね。町道と県道についてですね。24条申請ですね。乗り入れ申請ですね、これはあくまでも。

それとですね、町がですね、これ、12月から1月にかけてですね、補償が発生するような交渉を多分行ったという流れだったと、ちょっと思っておりますけれども、もちろん900万をここで補償としてですね、お支払いするという議案ですので、ということであればですね、中断をさせているというニュアンスだったと思うですよ。じゃあ、その中断をさせたというですね、何かのですね、町と、その開発業者なり、地権者なりにですね、そういう契約書、ないし、そういう中断をさせますよという書面ですね、を提出するのが普通だと思うんですけども、それがあのかないのか、まずそこをよろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 坂本建設課長。

○建設課長（坂本忠一君） 8番野田議員の御質問にお答えいたします。

資料のことで、委員会のときのことということで、委員会のときにですね、こういうゼンリン地図と、こういうのをですね、お見せしたかと思えます。まず、ゼンリン地図。これは渡しとるかと思うんですが、あと不動産の鑑定の表ですね。それから、その後、不動産の登記の表示ですね。それから代替とする土地、それから現場の図面、それから字等を示ささせていただきました。あと、現場とか行かさせていただきました、その後、900万の内訳を、家賃が幾ら、建設協力金が幾らというのを記載したものをですね、そのときにお出ししております。それも回収いたして。

（「パーセンテージじゃなかったですか」と呼ぶ者あり）

いや。

（「委員会のときでしょ」と呼ぶ者あり）

はい、そうです。

（「委員会のとき、金、入ったのですか」と呼ぶ者あり）

委員会のときですね。

○議長（稲田忠則君） 野田議員、今、答弁しておりますから。

○建設課長（坂本忠一君） 委員会のときにですね、そのものを渡しております、そのときに名前といたしました地権者の方が登記簿謄本にも載っておりますので、調べようと思えばですね、

調べることは可能であります、実名を言うとあれということでございますが、名前といたしましてはですね、田中様と出田様ということに、現場のですね、ということになります。誰とということ、まず、その田中様とお話をさせていただいておると。

それから、2点目で契約書は提出していないということですね。これも民民の契約書ということで、くださいということで申し上げましたが、この前、全員協議会でですね、御提示いたしました契約書しかいただけなかったということでございます。

それから、3点目の設計費ですね。900万のうちの250万の設計費についてということでございますが、この中で24条、町道、県道ですね。これの分の24条ということでございますが、これに関しましては、ここの協議といいますか、正式な申請を出すまでには至っていなかったと思います。はい。

それから、4点目の相手を中断させたということで、相手の計画をですね。それに関して、契約書なり何なりの書面はあるのかということでございますが、書面等はございません。あくまでも交渉の中で待っていただいておりますというような状況でございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 1回目の御答弁ありがとうございます。課長、一つですね、先ほどからお答え願いたいのは契約先です。900万円の契約先。それとですね、契約書のあれは、契約書じゃなくて覚書ですよ。そこははっきりちょっと言っとってもらわんと、契約書を出しましたということではないと思うんですよ。契約の覚書ですよ。これは後でそうかどうかはですね、お答えください。契約先です。その、先ほど言われた2名の方と契約書を結ぼうとしているのか。町がですね、900万について、ということをお尋ねしよつとです。はい。

とですね、24条申請はやっていないということですよ。至っていないということは。何でお金は入るとるんですかね。250万入れてありますよね、900万の中に、この前いただいた資料には。それは確認されてお答えください。

それとですね、書面がないと。開発にですね、ついてですね、ちょっと待ってくれと。木山の交差点を何とかせやんということで、そこを考えよっけん、ちょっと待ってくれというたことに対しですね、口頭で言われたわけですよ。この900万のほとんどというか、全部はですね、民民の開発業者とですね、この前の委員会での中身はですね、開発業者さんが土地所有者さんに対する補償になっていますよね。それを今回は町が補償するという議案ですよ、これは、出されているのは。そもそもそれが正解なのかどうかをですね、確認せんといかんと思います。それを口頭で待ってくれと言うただけですよ、今言われたのはですね。

一応、それとですね、あと一つ、委員会について先ほど言われたんで、委員会のときにですね、木山の交差点、私もですね、ぜひぜひ早目に進んで着手していきたいという思いはあります。その中でですね、図面を委員会で2回、1回訂正して、2回図面をいただきました。これは木山の交差点の開発についての図面です。木山の交差点の空き地部分をどう開発するかの図面です。を、1回目をちょっと訂正があったんですけどもいただきました。今回、臨時議会に提出された図面は基本的に違うと思います。それについてですね、何で違うのか。少なくとも、この前の協議会

のときにですね、全員協議会のときに、そのときに日付はですね、26年11月、図面の日付はですね、26年11月になっていました。ということは、前回の議会は27年の6月ですので、半年前からですね、あったことになっております。で、委員会ではですね、一度図面を間違っただけで、確認後提出したという経緯がございます。そして、今回また違った図面が出るというのはどういったことかをですね、ちょっと教えていただきたい。

まず、その契約先ですね。課長、契約先。はい。契約先と、契約書じゃなくて覚書、黒塗りしてあったのはですね。24条に至っていないのに何で請求書で支払わんといかんかと、書面がないということで、ただ口約束の交渉だったのかということと、図面がですね、2度3度、2回3回変わったと、私たちはそれで審議をしたと。違う図面で審議をしたということになるのでしょうか。その点についてお答えください。

○議長（稲田忠則君） 坂本建設課長。

○建設課長（坂本忠一君） 8番野田議員の2回目の御質問にお答えいたします。

第1点目が、覚書ではないかということで、確かにそれは事業用地定期借地権設定契約覚書ということで書いてございます。

2点目の契約先はどこかということで、これは開発者ということになります。開発者です。

（「お名前は出ていない」と呼ぶ者あり）

はい。これはですね、全員協議会の場では資料として出したものに記載してございますので。言いましょうか。これは株式会社新生堂薬局さんということで。そうですね、見積書の中にといいことで、24条とか、いろんな手続上の問題を、その費用の中に入っておるわけなんです、この見積書におきましても。

○議長（稲田忠則君） 野田祐士議員、答弁がですね、今、しておられますので、自席からは発言しないでください。

○建設課長（坂本忠一君） 24条ということで、そういうことに関しては、見積もり上の額がここに入っておりますけども、実際の作業といえますか、提出は行われていないということでございますので、この辺は精査をする必要があるのかなと考えております。

それから、図面の違いということで計画が変わったのかということでございますが、昨年8月ぐらいに契約されて、それ以降いろいろプランを練ってこられて、私どもで図面を提供をお願いしますということでいただいたものが、いただいたものでございまして、契約が、計画が幾つかあったということでございまして、とにかく今回いただいた分が最終の計画案ということだと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 課長、済みません、最後の質問になつとですよね、3回目。質問に対して答えは、私も議長からですね、注意ば受くるわけですよ。何でもかというのと、質問に対して答えが出てこんけんが、私もつい口が出るとですよ。いかんことと思っておりますので、どうも済みませんでした。

質問に対する答えばしてもらわんと、言わやんごなつとですよね。違いますよと。よろしいで

すか。図面を1回、平成24年6月の時点です、あつたと、10月、11月か。26年11月の時点であつたというふうな図面になつてくるわけですよ。委員会のときには、もう半年過ぎとって。委員会はまだ先月ですよ。そのときに図面を違うのを出したということは、委員会で違う図面で私たちは審査をしたということになるのですかと。なりますよね、そういうふうに。それは私たちもですね、そういう図面が出ると、間違つた図面が出るのはですね、議会と委員会はですね、あり得ることというのを前提にですね、それはせんといかんことです。ただですね、その間違えてですね、図面を出してしまいましたというお答えですか、今のは。今回は、幾つかあつたんで、何パターンかあつたんで、違うパターンで出してしまいましたというお答えですか。それで審査をしたということですか。それはちゃんとですね、精査はしてですね。もし、そうであるならですね、精査はしてもらわんと。

何で言っているかといえばですね、1回目の図面が違つたわけですよ。委員会に出てきた図面が。それで確認、再確認を求めたわけですよ。それで、再確認の図面で審査をしとるわけですよ。臨時議会、今回開かれていますけども、その図面がまた違うということだからですね、再確認もしたでしょうと。それは何パターンかあつたけんが違つた図面を出してしまいましたというお答えだったらですね、今から出る議案に対しては、全部図面から参考資料からですね、審議はさせてもらわんといかん。

これはですね、たまたま図面だからいいですけども、これが例えば予算でですね、1桁違いましたと、済みませんと、そういうことですか。何パターンか予算を審議したので、1,000万と1億を間違えましたと、済みませんって。済みませんもないですけども、そういうことですかというお答えですよ。それで審議をして通したんですよと、委員会は。それについて、本会議で審査をまたやったということですよ。その分についてはですね、ただ違いましたとかですね、図面が何パターンかありましたとかいうですね、問題ですかという話ですね。

それとですね、先ほど町長がですね、木山の交差点、私もですね、ずっと早く改良できんかなと思っておりますけれども、役場のほうからですね、上益城振興局のほうにですね、要望書が上がっていると、毎年上げていただいているということで感謝しておりますけれども。

先ほど道路用地についてですね、今回の2筆、二人の地権者、実質には4筆だと思ふんですけども、ほとんど、あと2筆については、もう、ほんのわずかですので、大体2筆についてですね、道路用地について、900万先行取得をしたいと。済みません、900万は補償についてですけども、道路用地について先行取得をするためのそれに関連した議案ですよというお話ですけども、そもそも建設課長にお尋ねですけども、道路用地をですね、どうやって選定していますか。道路用地がどこからどこまでかかるというのはですね、県道ですよ。県と打ち合わせをしてですね、そういう図面をもとに道路用地を決めたお話ですか。もし、そうであればですね、図面を出していただきたい。もし役場で勝手にですね、単独でですね、図面を引いただけでですね、ある用地で、今回、道路用地ということであればですね、その用地については必要分の用地ですか。それとも2筆、先ほど言われた二人分、両方とも必要ということになっている用地ですか。それについてもですね、まずきちんとしたですね、言葉ですので、道路用地ということであればですね、

用地についてのですね、答弁をしていただきたいというふうに思っております。

それと、最後に確認ですけども、24条申請は行われていないということですね。先ほどは見積書と言われたですけども、これは請求ですよ。900万に入っているということですよ。この前の資料はですね。以上です。

○議長（稲田忠則君） 坂本建設課長。

○建設課長（坂本忠一君） 8番野田議員の3回目の御質問にお答えいたします。

図面の件でございますけども、民間でですね、民間と地主さんのほうでプランをですね、練っていらっしゃるということで、その図面をいただくということで、相手のほうからですね、いただくということでございますので、最終的にどういうプランでどうなったかというのは、うちのほうではなかなかこう把握するのはできませんけど、その時点時点でいただいた図面案、プランがそういうことであったということでございます。

それから、2点目の要望についてということでございますが、これに関しましてはですね、野田議員さんおっしゃったように、交差点、それから熊本高森線についても毎年要望させていただいておりますが、なかなか現実化していないというのが実情でございます。

道路用地はどうやって決めたのかということでおっしゃったと思います。実際問題、これは6月の定例でもたしかお話しさせていただいたかと思うんですが、正式なその交差点のですね、図面等はなくて、角地に物が建ったときにどうなるかということ想定したときに、長いスパンでですね、20年とか30年、固定化すると、土地の利用がですね。そういうことをやってしまうと、後でいろいろな事業着手するときに非常に支障が出るということで、まず角地の一角地をですね、確保するというので、今回の補償費の計上ということになっております。ですから、用地費が何平方メートルだからというようなことでの契約、計画といいますか、用地の確保というようなことではございません。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありますか。

（挙手する者あり）

○議長（稲田忠則君） それではですね、ここでですね、暫時休憩いたします。2時50分から再開いたします。

休憩 午後2時37分

再開 午後2時50分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

15番竹上公也議員。

○15番（竹上公也君） 15番竹上でございます。先ほどのですね、補正予算46号の中の7ページの900万についてお尋ねしたいと思います。

まず、この900万については営業補償という形ではございましょうけれども、建設の協力金、支払い済みの賃料、敷地の測量費、こういうものは出田さんと田中材木店へ支払われるというこ

とでございますが、まずもって今回の取引において等価交換するという事で、木山の交差点脇、それを文化会館の第2駐車場と交換するという事でやっておりますけれども、等価交換するのであれば、何でそこに営業補償費が発生するのか。いわゆる営業補償というのは、その計画の部分が大抵になってもうどうしようもないと、ほかにすることがないといった場合に補償するものではなかろうか。ただ、その土地を交換して第2駐車場に持って行って、そちらのほうでいわゆる営業をするということになれば、何でそこに営業補償費が発生しなきゃいけないのか。まず、それが第1点、分かりません。それは何カ月か、こういう話し合いの中で、3カ月か何カ月か遅れたということであるならば、その分だけの補償をすればいいんじゃないかな。全体で900万も何で補償しなければいかんのかという部分がですね、よく理解できないというのが1点でございます。

もう一つは、この900万のことでございますけれども、今までの話を総合的に考えますとね、いわゆる金額の支払後の受取人の不透明さ、あるいは契約相手の業者さんの名前が公表できない。そういうさまざまな観点から、私たち議員にこういうものを突きつけられ、これをなら1回審査してね、それをみんなで賛成してもらえんかという話でございましょうけど、そうはいつでもですね、こういう分からないものばかり突きつけられて、私どもがどうやって判断すればいいのか。まず、不透明な書類が多過ぎる。そして何だか分からない部分がいっぱいあり過ぎて、900万についても何だかよく理解できないというような感じがいたします。

そういう中で、いろいろ総体的に考えてみますと、去年の暮れにいわゆる解体工事がおさまったということで、先ほど前任者からの意見の中で、26年の11月には図面ができ上がっているということでございました。ということは、結局、図面ができ上がっている、開発のための図面じゃなかろうかと思えます。ですから、その図面ができ上がっているということは、既にその去年の11月ごろには解体が終わっているということになりますので、その時点で解体して、いわゆる解体というのは地権者が解体し、そして、更地にした部分について、じゃあ開発をお願いしますよということで、今回の場合は新生堂さんがそれを全部その土地を借りて、即開発に乗り出したということでございますので、新生堂が開発業者と契約しながらやるということになるんでしょうけれども、その開発業者についても、開発許可を出すには、やはり平面図なり測量図なり、必要になってきますよね。ですから、そういう図面をつけなきゃいかんということになれば、解体後でないと描けないということになりますから、申請できないということになりますから、その後の解体後の話じゃなかろうか。開発許可をつくったり、申請したりするということになります。

そういう中でね、考えていきますとね、いわゆる業者、新生堂さんと開発業者が契約したのは本年度になってからの話じゃなかろうかと思えますが、その書類も余りはっきりしませんので、よく分かりませんが、その後の開発においてですね、20年借地契約を結んで、そしてそこで開発をするんだよということでしょうけれども、どうもよくですね、その辺の流れからしてみますと、よく理解できないことが多い。いわゆるその時点では更地になった部分についてですね、ある程度のその値段というのは出てきますよね。土地の値段。その値段を含めたところで開発許可を行

っていくということになります。その開発業者との間で、今回私どもが、何ていいますか、土地を、この駐車場を改装するのに、木山の交差点を改装するのに土地が要るからということでお話を持っていった。ところが、その中に900万の補償費というのを払ってくれということになったわけですね。ですから、何で私たち益城町がこの土地を欲しいのに売ってくれと言っても、その900万を払ってくれなきゃ売れないよという話になったということでございます。

ですから、その辺のことがですね、何で益城町が土地を買うのに、民間の契約の中の部分に立ち入った900万のその補償金を払ってあげなきゃいけないのか。等価交換までしてあげて、その等価交換したあげく、その補償金も持っていくよという話であるならば、何でこういう契約の仕方をするのか、よく理解できないというのがあります。ですから、この900万の流れについて、どういうその本来の理由があるのか。なぜ町が払わなきゃいけないのか。町の税金をそういう分からない部分について支払っていかなきゃいけないのかという非常に判断のしにくい部分があるわけです。

ですから、この件についてどういうものか明確にですね、何ていいますか、見通しのいいお話をもって、分かりやすい方法でお話ししていただければありがたいかなと思っております。ということなのか、等価交換した上で、またその補償金を払わなきゃいけないというのはどういうことなのか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 坂本建設課長。

○建設課長（坂本忠一君） 15番竹上議員の御質問にお答えいたします。

2点ほどあったかと思いますが、中身が若干かぶっているようなところもございますので、あわせてですね、お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、用地のですね、道路用地ではございませんけども、角地をですね、まずは確保すると、売っていただくというのが大前提ではございました。これに関しましては同意をいただけなかったということでございます。具体的な道路のですね、計画等もございませんので、現在のところですね、売ってはいただけないというのがまず大前提がございました。

それでは、後どうするのかということで、町が所有しております木山角地に匹敵するような、等価交換できるような土地がどこかあるのかということで探したときに、文化会館の第2駐車場という案が上がってきたわけですが、この交渉を始めた段階で、基本的に8月、9月ごろに地主さんは、地主さんお二人は、先ほどもお名前は出ましたけど新生堂さんですね。これは開発者ということであれしますが、表現いたしますが、地主と開発者はですね、もう8月、9月において契約をされて店舗をですね、建設されるというような計画を進めていらっしたということでございます。

その中で、うちが益城町としてですね、何とか提供していただけないかということをお願いしましたが、それには応じていただけなかったということで、等価交換という案をお示しいたしまして、それから交渉をさせていただいたわけなんですけど、8月から9月から現在に至るまで、新生堂さんはもう契約をされていますので、家賃、それから建設協力金のほうも900万の内訳に入りますが、そういうものをですね、一旦新生堂さんのほうから地主さんのほうにお金をですね、

融資されたような形になって、それを月々に返していられる、返済されていくということで、12月ぐらいまでは順調に家賃の払い込みがあつて、逆に償還といえますか、逆の償還のほうもあつたということなんです、うちのほうで交渉をですね、等価交換に関する交渉を始めてからにおきましては、確かに店舗の計画がどうだったというのを、先ほどからちょっと図面の件でもですね、お話をいただいておりますが、いろんな案はですね、つくられていたのかなというふうに思っております。

それで、その間ですね、交渉に入った間、とまった間におきまして、その分の12月から4月までですね。その分の既に払い込みされている借地料ですね。実際はもう8月から始まっているんですが、12月から4月までの払い込みの賃料、それから建設協力金の残金。と申しますのは、この契約を解約すると、開発者の方ですね、解約するという前提で、その解約する部分のですね、お金が900万と。払い込みの賃料、それから建設協力金の残金、測量費、それから設計費、これを含めたところが900万ということでございます。

図面の作成に関しましては、そういうことで、既にプランとしては幾つかあつたということだと思われま。

今後ですね、これで交渉を今いたしておりますが、まだ継続中ということなんです、これでですね、怖いのはやはり、もういいよということになればですね、今交渉でうちのほうから持ちかけております関係もございまして、逆にですね、もういいよということになるのがちょっと一番恐れていることではございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 竹上公也議員。

○15番（竹上公也君） 2度目の質問をいたします。

木山の交差点の改装についてね、私たちは決して反対しているわけではないんです。ただ、こういう方法でですね、今までこういう買い方があつたのかと。益城町が民間の土地を買うという、補償金をつけて買ったことがあるのか。そういうことはまずなかつたんじゃないかと思いません。過去をさかのぼって考えて。こういうことがですね、往々にしてあれば、今後、どこの土地を買うにもですね、こういう状況が出てくる。4隅ありますから、木山の交差点、片隅で、4分の1の隅でそういう補償をつけたということになれば、こっちもこっちもこっちも、全部こういうことで買っていくことになるのではなからうか。そういうものが往々にして、これから益城町の土地の買収にはつきまってくるということになりはしないか。益城町の税金が使われて、血税をどういう形で使っていくかというのは、議会が一応目を光らして、財政運営、そういうものはきちんとただして、直していくということが必要ではなからうか。それがやはり議会としての役割ではなからうかということで、私たちは今一生懸命そういうことを言っているわけでございます。

決して反対しているわけではない。しかしながら、やはり血税を使っていく以上は、1円たりともやはり無駄遣いはできない。そういうことで、皆さんとともにやはり正しい使い方をしていくのは当然の話だということで、わけの分からないようなお金をですね、ぼんぼんぼんぼん出していったいいのかどうかということなんです、言いたいのは。

ですから、そういうことですね、そのお金にしても、先月、全協の折に出田さんと田中さん、出田さんが約217万5,000円、田中さんが424万9,000、合計で642万5,000円、それに設計費として250万お金がかかる。この設計費はどこに払う。設計費の内訳って何なのか。コンビニをつくるのに設計費に250万もかかるのかどうか、よく分かりませんね。ですから、その辺のこともですね、よくよく精査した上で、やはり議会に提出してもらわなければ、何もかにも、一つずつですね、どうなっているんだ、こうなっているんだって聞きながら審査していくということは、この本議会の前にやることじゃなかろうかという。ですから、まだまだ私たちが納得できない部分が余りにも多過ぎるということですね、やはり執行部としての役割を、もう少し親切丁寧に分かりやすい形で提出してもらいたい。そういうような気がしております。

そういうことをごさいますね、執行部としては今までの話の中で、こういう話をされてきて、これから一番いい方策じゃなかろうかという形で持ってこられたのか分かりませんが、どうも私たちはですね、地域の住民の代表者として集まりましたこの議会のメンバー、この人たちが本当に地域の人たちにこうだよ、ああだよと言って説明できるものなのかどうかということをお考えますとね、なかなか、うん、そうだよということで説明できるものじゃないんじゃないかというふうに思います。

そういうことですね、いろいろ考えてみまして、いろんなその説明のつかないようなお金が見受けられるといいますか、見えますもんですから、どうもね、まだまだこの場所ですら、こうしようと言われても、なかなか、はい、そうですかといって手を挙げるわけにもいかんというような気がしておりますので、そういうことですね、今回のこの質問の中で250万についてですね、この中身は何なのか、ちょっとお教えいただければと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 坂本建設課長。

○建設課長（坂本忠一君） 15番竹上議員の2回目の御質問にお答えいたします。

これまでにこんな方法で、このような方法ですね、敷地、用地を確保したことがあったのかということですが、民間の地主さんですね、個人の企業が契約しとる契約をですね、解約させて、解約をして交渉するなどということは過去にはあっておりません。今回は、今後続くのかというような御質問もありましたが、今の段階でありますとか、絶対ないですよとか、ありますよとかいうのはお答えできませんが、基本的にはこういうですね、特殊な交渉というのは余り例はございません。しかし、今回、木山交差点ということで、非常な、益城町の玄関と、益城町の玄関を整備するんだという意思のもとにですね、こういう契約の案を提案させていただいているわけでございます。

250万の内訳はということで、これは設計費用ということですが、先ほど野田議員も御指摘いただいたようにですね、まだやっていない部分もあるじゃないかというようなことも御指摘いただいておりますので、これについてはですね、やはり精査をする必要があるかと思っております。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

7番吉村建文議員。

7番吉村議員。

○7番（吉村建文君） 7番吉村でございます。先ほど、私が質問に際しまして前段の部分が長過ぎるということで注意をいただきました。改めて訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） ただいまですね、吉村議員のほうから、先ほどのですね、発言につきまして訂正と、削除するということですね、申し出がありまして、皆さん方にお諮りいたします。ただいまの申し出のとおりですね、削除することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしといたします。

7番吉村議員、質問どうぞ。

○7番（吉村建文君） 改めて質問させていただきます。

木山交差点、現在更地になっている北西部の土地取得は絶好の機会だと思いますが、今回土地取得ができなくなった場合、この土地が取得できるのは一体何年後になると思われませんか。個人的見解で結構ですので、これまで携わってこられた担当課の課長さん方から発言をお願いしたいと思います。まず建設課長、次に都市計画課長。都市計画課長には計画的な土地利用の促進についての観点からお願いいたします。最後に企画財政課長、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 坂本建設課長。

○建設課長（坂本忠一君） 7番吉村議員の御質問にお答えいたします。

今回の計画がなくなった場合どうなるかということでございますが、現段階で言えることといえますか、想定されることとして述べさせていただきますと、開発者からですね、何らかのですね、損害についてですね、交渉があるのかなというのが一つあります。それから、現場にはですね、今回用地が取得できなかった場合に取得はいつになるのかという御質問もございましたが、何らかのですね、店舗が建って、恐らく20年か30年間は多分契約という形でですね、土地の利用が固定化されるというようなことになるのかなと思っております。それに際してですね、道路の整備ということで交渉をやった場合、今回の件もでございますので、なかなか御理解がいただけないのかなというようなことを考えております。またですね、交差点をはじめといたしまして、熊本高森線というのは歩道もないということで非常に危険な道路でございますが、その辺の整備のですね、整備に影響を与えるんじゃないかというふうに考えております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） 都市計画課長の杉浦です。

7番吉村議員の議案第46号に關しましての関連質問ということで、計画的な土地利用についての観点からどう思うかということでお答えさせていただきます。

本町でも熊本県内外からのですね、定住促進や、町及び県の活力創出のために企業誘致及び新たな産業の創出に努めているところではございますけれども、しかしながら、都市計画法及び農地法による土地利用の規制により、町の施策が思うように進展していないというふうなのが現実であります。

だったら、どうして活性化していくかということが課題であります。27年度末でグランメッセ木山沿線、木山線ができますけども、この沿線に関しまして、当町のほうのですね、都市計画マスタープランで新市街地ゾーンとして土地利用の増進を行う地域であるということで位置づけております。地域の活性化はもとより、自治体機能の維持のために雇用定住促進に寄与する地域であるというふうに思っております。

しかし、関連道路といたしまして、県道高森線、朝夕の通勤はもとより、日常においても慢性的な渋滞となっております、今後とも益城町を含めた都市圏の人口増が予想される中で、町の中心地と各集落と開発拠点を結ぶ道路は、町全体での交通体系で考えた整備が必要となってきたと思われまます。良好な市街地形成のため、市街地整備を推進していくためにも、今後は地域に核を持つ木山地区の既成市街地内での整備に積極的に取り組んでいかなければならないと、必要性があるのではないかとこのように考えております。特に熊本高森線は幹線道路でもあり、住宅地内の生活道路及び通学路という機能もあわせて持っております。住宅地としての利便性と安全性を高めることが必要です。

この既成市街地整備事業は消防活動困難区域を解消するとともに災害に備えた避難路を確保しなければなりません。よって将来を予測した道路整備が必要であるということを思っております。木山地区周辺の開発及び市街地整備を行うに当たっても、県道、町道の道路整備は必要不可欠なものであります。特にこの点からいしまして、木山交差点の改良は必須条件となっていくと思われまます。用地の確保はですね、将来にわたって、ぜひこれは必要だというふうに私のほうは考えております。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。7番吉村建文議員の御質問にお答えいたします。

吉村議員におかれましては、日ごろから行政全般にわたり調査研究を重ねておられますことに、1職員としまして敬意を表するものでございます。

さて、今回の木山交差点の用地取得についての御質問でございます。私どもが予算等の議案を提案する場合は、それぞれの担当課でしっかりと検討を行い、これがベストの案であるとの思いで提出をさせていただいているところでございます。しかしながら、議論の場であるこの議場において、人生の先輩としてさまざまな経験を積んでおられる議員さんの御意見、それから企業活動や各種団体等で活躍されて、私どもとはまた違った観点からの御意見等をお聞きしながら、修正すべき点は修正して、今回再提案をさせていただいているところでございます。

今回の木山交差点の用地取得につきましては、建設課長のほうからも説明がっておりますように、地権者と開発業者の間で締結されていた事業用定期借地権契約をもとに建築物等が解体され、更地に、空き地になったことに伴い、町民の皆様から町で用地取得をしてほしいとの要望を受け、地権者と開発業者の間で進んでいた事業計画をストップさせて交渉を重ねた結果、用地の交換ということで交渉が整ったことから、さきの6月議会に提案したところでございます。そして議会で修正された御意見をお聞きしながら、修正すべき点は修正させていただきましたが、今

回再度提案させていただいている部分につきましては、この用地取得はまちの将来のまちづくりにおける絶好の機会であるとの認識からでございます。

経過につきましては、何度も申ししておりますが、町民の皆様から町で用地を取得してほしいとの要望を受け、地権者と開発業者とで進めていた事業計画を停止させ、その計画が停止になることに伴い、その計画に開発業者が投資した分に対する補償でございます。この補償費につきましては、弁護士にも相談し、何ら違法性はないとの回答を得ているところでございます。

もし、今回の用地取得ができないことになると、これから議員さんなど、町民の皆さんから意見を聞きながら進めていかなければならないと考えております木山交差点周辺の整備計画は、もう絶望的なものになるのではないかと危機感を抱いております。

道路用地の話も上がっておりましたが、具体的な計画はこれからでございます。例えば交差点から役場につながる歩道一つの計画につきましても、町民の皆様からさまざまな意見が出るのが予想されます。ある人は車椅子でゆっくりと通行できる広い歩道幅員が欲しいという意見もあると思います。また、ある人は商店等のにぎわいに重きを置いた歩道にしてほしいというものもあるかもしれません。そういう町民の皆様さまざまな意見を聞きながら進めていきたいと考えている計画も絶望的になるのではないかと危惧しているところでございます。

議員の皆様方には今回の用地取得が益城町のさまざまな計画の重要な糸口になるとの考えを御理解いただきますよう、切に願うものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） ありがとうございます。それぞれの担当課としての意見を伺いまして、その思いの一端を知ることができました。

次に、町長にこの案件に対する思いのほどを聞かせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の2問目の質問にお答えをします。

思いということで御質問がありましたが、町民の皆さん方の思いというのは、これはもう歴代町長、議員さん、そして町民の皆さん方全ての悲願じゃないかと思っております。更地になっていることから、今、道路はいつでくっとかと、幾ら費用がかかっても道路を整備してくれと、これがたくさんの民意であり、町民の皆さんの強い願いだと思っております。やっぱり安心安全のまちづくりについても、防災も、今信じられないような災害が起きております。そういったことで道路整備がぜひ必要だということで考えております。渋滞を避けるためですね、今、裏道走る車がたくさんあります。そこに子どもたちが通学をしているということで、非常に危険な状態も実態ということで考えております。

何で私がこんなことを言うかということですね、今から15ほど前に私は木山中学校の野球のコーチをやっていたのですが、ちょうど今ごろの時期、中体連の前日の夕方です。木山上町停留所にとまっていた。市内方面に向けてとまっていたら、右折する車と直進する自転車が衝突しました。運転手はその自転車の中学生に声をかけたんですが、大丈夫かと。大丈夫ということで、

その中学生をよくよく見たら教え子でした。そういったことで中体連も出られなかったということで、15年前からこの危険な交差点は変わっていないということで、そんな思いもすることがないよということ、今回が解消するチャンスであるということ、今で思っております。

それともう一つ、まち・ひと・しごと創生が今叫ばれております。今ですね、国は地方移住の推進、そして企業の地方の拠点化ということで、若い人に、そして企業にまちを選んでいただくような時代になっております。特に企業誘致におきましては、道路環境を整えることは非常に重要になっております。通勤に時間がかかる、買い物に時間がかかる、歩道もなく安全が保てない、若い世代が日常的に渋滞している町を選ぶでしょうか。

そして、この地方創生、地方が頑張らないと交付金も少なくなります。自治体間の競争は非常に厳しいです。選んでいただくためには、地域で住みよい環境づくりが必要ということで、これはもう道路改良が必要になってきます。これがひいては地域経済の活性化につながるということで考えております。したがって、この交差点改良は地方創生も絡めた町の将来の発展を、命運を握るような非常に大切な事業です。

それと、先ほど出ましたが、交差点の改良、どうなっているのかと。皆さん、イメージしてみてください。大きな道路だけつくって単なる通過点にするのか、区画整理的にまちづくりを含めて考えるのか、10年後、20年後を見据えてどういうまちづくりを進めていくのか。私はこれからが議員さんと一緒になって意見を伺いながら進めていくべきであると考えております。もちろん現在お店を営んでいる方、地域の方との協議が一番重要であるということで考えております。

それともう一つ、900万のお話がありましたが、契約をされておることに、町がもう既に決まったことに割り込んだものです。そういったことで、全ては町がこういった割り込んでおるということで、例えば田んぼを150万で今、売買されています。これを500万、600万で買うケースもあります。そこが交渉であると私は思っております。あと血税の無駄という話も出ましたが、一旦ここに建ってしまったら、熊本高森線の改良も厳しいものになる。そして、今度いざその店舗を移動しようとした場合は、営業補償、移転補償が生じることが非常に予想されることとあります。

そういったことで、あと契約書の中身もお話があったと思いますが、250万の中身です。ここあたりも、議員おっしゃられたように、またですね、精査する必要があるかなということ、思っております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） ありがとうございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） 9番宮崎です。

私も木山交差点西側の土地を将来の我が町のために町が確保するというについては賛成です。しかしながらですね、この間の議会から再々言っておられるようにですね、町民に説明できない金の使い方、または何でもある、黙っておまえ印鑑を押せと、こういうやつについては私は

賛成できません。ですから、そこでですね、再度質問をいたします。

この補正予算で計上された900万について、誰に対してどのような理由で、これはどういう根拠でですね、幾ら支払うのか。これが今までの説明をされてきました。だけど、よく分かりません。誰が誰に対して、どういう理由で。ここを再度担当課長からお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 坂本建設課長。

○建設課長（坂本忠一君） 9番宮崎議員の御質問にお答えします。

900万を誰に払うかということでございますが、先ほどから申し上げておりますように、地権者と開発者が契約をしております。その分を解約するということになりますので、新生堂さんにお支払いするというような形になると思います。

根拠ということになりますが、通常の道路をですね、建物とか保障する、そういう補償としてお支払いするというような形になります。以上です。

○議長（稲田忠則君） 宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） 今、課長から答弁をいただきました。正直言って、今の課長の答弁ではですね、どういうふうに900万が積み上がってなられたかちゅうのは一切分かりません。ですから、こういう項目で幾ら、こういう項目で幾ら、そしてその根拠は何だ。これが積み上がって900万という説明資料をつくらなかったら、我々は納得できないわけです。また町民に説明できないんです。それは前の6月議会から再三言っているんですけども。必要性は分かります。そして、ここを手に入れないと町の発展もどうのこうの。それだけ課長さんたちが声をそろえて言うんだったら、何でその900万の内訳をきちっとつくらないんですか。それは非常に無責任じゃないですか。そういうのができて、それは例えば900万になろうが1,000万になろうが、必要な金だったら、そして、それが納得できれば、それは我々は賛成します。その土地の、木山交差点の西側の土地、これの有効性については私たちも認めています。ぜひ必要だと思います。

ただ一番問題になっているのは、その900万を皆さんがきちっと積み上げてきちっと説明せんから分からないだけで、必要だ、必要だばかり言ったって、我々は町民に説明できないんです。多分このまま進めば、住民監査、その他でいろいろ突き上げられると思います。議会は何をしとったんだと、こういう話になります。

ですから、我々を納得させる、もしくは我々に理解をさせるためには、もう少し精細な資料、積み上げた資料、これが絶対必要じゃないかと思います。この点について、もう一度、建設課長、私はそう思うんですけど。ですから、今の建設課長の説明では、そんな包括的なことを言われたってですね、そんなのはちょっと理解できないと。それをもう一度質問をいたします。

○議長（稲田忠則君） 坂本建設課長。

○建設課長（坂本忠一君） 9番宮崎議員の2回目の御質問にお答えいたします。

資料は全員協議会のお渡ししましたが、これは回収いたしております関係で、議員の皆様には手元にはございませんが。内訳といたしましては、契約を解約するためのその内訳というのが、土地をですね、契約して、払い込まれた12月から4月までの分ですね、賃料。それから

建設協力金の残金。これは償還をされておりますが、残りの分がまだ残っていると。それから測量費、敷地の測量費、それから店舗の設計費というのが内訳でございまして、それを積み上げますと約900万ということで、設計費に関しましては、先ほど町長が申しあげましたように作業内容、その辺を精査する必要があるかとは思っております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） これが3回目、最後でありますけども。

もう再三言いますけどですね、多分、今、何回聞いてもですね、その程度の答えしか出ないんでしょうね。あれだけこの木山交差点の西側の土地が必要だと、町のために絶対必要だ。その割にはその程度の資料しかつからないですね、町民を説得しようと、とんでもない話だと私は思います。もうちょっとミリミリ、そして我々を納得させられるだけの資料をつくっていただかないと、今の状況だと、ともかく俺の言うことを信用せいと、黙って印鑑を押せと、こういう状況じゃないですか。皆さんがもし、もう少しきちっとした資料をつくるというんであれば待ちますけども、この資料しか出てこないというんであれば、私の質問はこれで終わります。以上です。

○議長（稲田忠則君） 坂本建設課長。

○建設課長（坂本忠一君） 宮崎議員の3回目の御質問にお答えいたします。

資料不足ということで、提供できる資料、詳細な資料、それがないと納得できないということですが、何分、民間の契約ということで、出せる分は全てお願いいたしますということをお願いしとるわけですが、現在におきましては、全員協議会で御説明いたしました資料の内容となっております。それにはですね、金額等は正式な額が入っておったと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

5番榮正敏議員。

○5番（榮 正敏君） 5番榮です。

先ほどからいろんな意見を聞いておりましたけど、交差点問題に対して契約内容、交渉内容についていろいろと質疑がっております。私の考えとしまして、民衆の交渉が約束事、これを執行部として公に言っているものでしょうか。言っていることと、やっぱ守秘義務、そういうところがかかってくる部分があると思います。内容は全て民衆の事項である個人情報です。これを執行部として知り得たことは公務員としての守秘義務に抵触するんじゃないでしょうか。これは公務員として一番の遵守事項ではないでしょうか。そこのところをお答えいただきたい。

○議長（稲田忠則君） 坂本建設課長。

○建設課長（坂本忠一君） 5番榮議員の御質問にお答えいたします。

民衆の契約内容についてですね、いろいろ中身について公表できるものとできないものがありはしないかということでございます。おっしゃるとおりに御指摘のとおりかと思えます。やはり今いただいている資料につきましては、お願いして、どうしても必要ですということにいただいている資料でございまして、それ以上ということになれば、交渉がこれで終わるとか、そういう事態もなるのかなというような気がいたします。とにかく守秘義務というものは守る必要がある

ということで認識しております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 榮正敏議員。

○5番（榮 正敏君） ありがとうございます。これも先ほどから質疑いろいろ上がっておりますが、900万の内訳ということの中の解体費のことですが、これは当然、今後そこで営業して事業をする者が負担をするということが当然であると思います。町が当初から介入しておれば、当然上物があれば解体してすりがえに使う方法はありません、道路には。それだったら、そのために必要な経費じゃありませんか。土地取得に必要な経費であると、課長は思っていますか。お願いします。

○議長（稲田忠則君） 坂本建設課長。

○建設課長（坂本忠一君） 榮議員の2回目の御質問にお答えいたします。

解体費に関しましてですが、これについての考えということでございますが、解体費におきましては900万の中の一部で、これは既に解体が終わっておる関係で、その費用を薬局、開発者からですね、地主さんが資金をですね、提供していただいて、それを20年かけてお支払いしていかれるというような契約内容でございます。開発者がこれで解約すると、もう現地から解約してですね、うちのということになれば、当然その分というのは交渉の中でですね、お支払いする必要があるのかなという考えでございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 榮正敏議員。

○5番（榮 正敏君） 交渉の中じゃなくて、最初から払ってください。契約は進みません。町を発展させるためには。

それから、もう一つ、先ほどから提出書類に図面の件ですが、当初出したのが違う。私も建設常任委員会で見ました。最初は手描きみたいな変な図面でした。その次にはちょっとしたファクスで送ってきて、この前、常任委員会では建物の形が、向きが変わっておりました。指摘のとおりですけど。ただ、あれは図面として見ているんですか。それとも配置図ですか、見取り図ですか。図面であれば、基礎図、鉄骨図、それからいろんな平面詳細、平面、いろんなのあります。何もありません。見取り図、配置図であれば、あれで結構です。ただ、こうするというだけですから。

ちゅうことは、見取り図、配置図であれば朝令暮改ですよ。朝言ったのを、ほかのもんが来て、場所が悪か、ちょっと向きば変えようか、そういう案件も出てきます。そういう事案にも今まで遭遇してきました。課長、あれは図面ですか、見取り図ですか、お答えいただきたい。

○議長（稲田忠則君） 坂本建設課長。

○建設課長（坂本忠一君） 5番榮議員の3回目の御質問にお答えいたします。

図面についてということで、ちょっと違う図面が何回か出とるので、それについてどうかということで、先ほどからいろいろ話をいただいておりますが、私の認識といたしまして、見取り図というのは確かにスケールが、縮尺といたしますか、ないのかなと。配置図というのは、建築でどのような図面を使って確認を出すか、詳細には理解しておりませんが、少なくとも最初の分におきまして、表題とか、いろんなですね、のがついていない分に関しましては見取り

図的なものかなど。最終的にといいますか、11月段階で既にできていたのではないかという話もありますが、あれに関しましては、スケールとか、いろんな設計者の名前とかも入っておりますので、例えば建築にときに使うような配置図ではなかったかというような考えでおります。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

16番渡辺誠男議員。

○16番（渡辺誠男君） 皆さん、こんにちは。16番渡辺誠男でございます。

議案に対する反対討論を行います。先ほど来、いろいろそれぞれの意見を述べられ、もう私がここで討論する必要はないかと思いましたが、一応は反対討論ということでさせていただきます。交差点の土地について、購入することに異論はございません。私もぜひここにさせていただきたいと思っています。しかしながら、900万を支払うことによっては反対でございます。きょうはその議案第46号、平成27年度益城町一般会計補正予算（第2号）、8款土木費、道路橋梁費の補正額900万について反対討論を行います。

高額な金だろうと低額だろうと、町の町民税でございます。町民の皆様の税金でございます。しっかりと議論をしながら態度を決めなくてはなりません。木山交差点の900万については、7月3日に説明会がございました。その中で、払い済み賃料が128万4,233円、建設協力金残金、解体費用や立ち退き費用等々で484万9,125円、また敷地測量費29万1,944円、設計費が250万円、トータルの892万5,302円という膨大な金額でございます。

こういう金額を民民の契約に当たり、町がどうしてそんな金を支払う必要があるかということでございます。地主の方は新生堂さんとの契約であって、そんなものが益城町でどうして支払うのだろうか考えるわけでございます。既に等価交換ということで、土地は更地になったときの評価額でございます。その評価額が既に更地のときになって反映されているものと思われま。そういうことでございまして、解体費用や立ち退き費用等につきましてはほとんどない話であって、交渉前に既に解体は終わっていたと思われま。地権者との交渉も非常に厳しいこともよく分かりますが、いずれにいたしましても、こういうことが再三行われることによりますと慣例を敷きます。

それから、事業用定期借地権設定契約覚書には賃貸借者氏名が書いてありませんでした。先ほどから質問もございませ。下記の支払い計算表には地権者の氏名が書いてございませ。どうしてこういうことになって、地権者との契約ならば当然書いてあってもいいんじゃないかと思われるものでございませが、そこで、第三者の賃借契約と思わざるを得ないわけでありませ。そういうことを考えますと、どうしても説明が足りなく、900万円の補正に反対するものでございませ。議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

それから執行部に、議案を提出する資料については、執行部より審査をした上で、透明性のあ

る説明ができるような資料の提出を求めます。以上で反対討論を終わります。

○議長（稲田忠則君） 次に、原案に賛成の方の討論を許します。

11番寺本英孝議員。

○11番（寺本英孝君） 皆さん、こんにちは。11番寺本英孝です。

先ほど来、いろいろな質疑がありましたが、私は900万支出することに対して賛成討論を行います。議案第46号、平成27年度益城町一般会計補正予算（第2号）について賛成討論を行います。

長年の益城町の懸案事項である木山交差点の改良は、町民の皆様方の願いであり、益城町にとっても最重要課題の一つであると位置づけられると考えております。朝夕の通勤ラッシュ等はまさしく交通の妨げとなり、町民をはじめとして利用される方々に大変な御不便を与えていると言わざるを得ない状況です。益城町の中心地であり、かつ役場の玄関口とも言える交差点であります。

今回の補正予算は、交差点用地の一部取得のため、将来に向けた投資であると言えます。今まさにこの時期を逃せば、用地取得はさらなる困難が予想され、費用面においても、店舗等ができてしまえば補償費等の増大は必至であります。

さきの6月議会において、不透明とされた補償費の内訳についても、契約の写し等、出せるものについては提出していただいております。既に取り交わされている20年間の借地権設定契約を解除するためにはやむを得ない妥当な支出であります。町民の代表であります、町民の声を町政に反映させていく我々町議会議員は、民意を把握し、町の将来を大局的に見据え、判断をしていかなければならないと考えております。今回の木山交差点の用地取得にかかわる財産の交換、補償費の支出は、町の将来を考えれば決して高い代償とは言えず、更地となった今、このときを逃してはならないと再度強く要望するものです。

よって、議案第46号には何ら異論も挟むものではなく、大いに賛成するものです。議員各位の御賛同、よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲田忠則君） ほかに討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） これで討論を終わります。

これより、議案第46号「平成27年度益城町一般会計補正予算（第2号）」を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第46号について原案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立少数であります。したがって、議案第46号「平成27年度益城町一般会計補正予算（第2号）」は否決されました。

以上をもちまして、本臨時会に提案されました全ての案件は議了されました。

御協力をいただき、まことにありがとうございました。

それでは、平成27年第2回益城町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後4時27分